

【制度の概要】

都道府県が設置する公共職業能力開発施設（職業能力開発校、職業能力開発短期大学校等）の施設の建替や改修、設備の整備に係る経費等について補助（補助率 1 / 2）を実施。

補助対象施設数（R5.4.1現在）：全国 166施設

（内訳 職業能力開発校 145施設、職業能力開発短期大学校 15施設、障害者職業能力開発校 6施設）

令和4年度実績：離職者訓練 受講者数 6,213人 就職率 83.2%

在職者訓練 受講者数 40,524人

学卒者訓練 受講者数 10,270人 就職率 94.8%

補助の体系

厚生労働省
（都道府県の補助対象経費の1/2）

申請
←
→
交付

都道府県

【改正内容】

令和6年能登半島地震により著しい被害を受けた都道府県が設置する公共職業能力開発施設の円滑な運営を確保するため、その施設又は設備の災害復旧に要する経費について、国から県への補助率を1/2から2/3に引き上げる特例を定めるもの。

特例の対象

令和6年能登半島地震に係る災害救助法が適用された市町村に設置された公共職業能力開発施設^(※)の施設・設備の災害復旧に要する経費。

(※)新潟県、富山県、石川県及び福井県に所在する11施設

【施行日】 令和6年4月1日

※ 本政令案は、令和6年度の特例について定めるもの。令和5年度の特例を定める政令については、令和6年2月26日に公布・施行済み。

国の補助率の引き上げ

	国 → 県
現 行	1 / 2
改正案	2 / 3